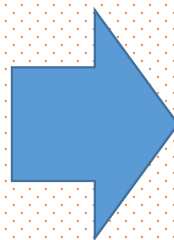


別紙 調査員の仕事

1 調査員事務説明会への出席(1月上旬)

- (1)市が開催する調査員事務説明会に出席し、調査の説明を受けるほか、調査に必要な調査票等の調査用品を受領します。
- (2)事務説明会にて地図や名簿を受け取り、担当区域を確認します。
- (3)説明会終了後は、自宅での復習及び市から示された調査スケジュールを基に、自身の調査スケジュールを計画します。

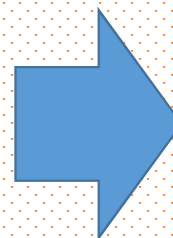


2 調査対象客体の訪問及び聞き取り調査 (1月中旬～2月中旬)

- (1)説明会で受領した地図や名簿を基に調査対象客体を訪問します。
- (2)訪問時に、聞き取り調査を行い調査票を配布する客体であるかを判断します。(口答で聞き取り記入します。)
- (3)一定の規模以上の生産活動を行っているなど、所定の要件を満たす場合、「3 調査票の配布及び回収」に移ります。

3 調査票の配布及び回収(2月中旬～下旬)

- (1)調査対象客体に調査票を配布し、記入を依頼します。依頼時に記入の方法等を説明します。
- (2)回収日時を調査客体と調整し、調整日時に再度調査票を回収するため訪問します。



4 調査票の点検、市へ提出(3月上旬)

回収した調査票を自宅で点検し、事務説明会で示された日時に市役所において調査票の審査を受け、調査票を提出します。

※ 各事務の時期は予定です。